

# 台風 15 号・台風 19 号及び豪雨災害被災者の皆様へ 税理士による無料税務相談のお知らせ

日本税理士会連合会  
千葉県税理士会

台風 15 号・台風 19 号及びその後の豪雨災害で被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。  
災害による建物等の損害があった場合には、令和元年分の所得税還付等、一定の軽減措置が適用される場合があります。還付等には所定の手続きが必要となりますので、ご案内いたします。  
無料税務相談会は下記の通りです。是非ご利用下さい。

## 個別相談会

日程	会場名	所在地	開催時間
12月2日(月)	千葉東税務署 5階会議室	千葉市中央区祐光 1-1-1	10:00~16:00 (15:30 まで受付)
12月17日(火)	中央区役所	千葉市中央区中央 4-5-1 きぼーる 11階	10:00~16:00 (15:30 まで受付)
12月18日(水)	若葉区役所	千葉市若葉区桜木北 2-1-1	
	緑区役所	千葉市おゆみ野 3-15-3	
1月15日(水)	若葉区役所	千葉市若葉区桜木北 2-1-1	10:00~16:00 (15:30 まで受付)
1月16日(木)	緑区役所	千葉市おゆみ野 3-15-3	
1月15日(水)	中央区役所	千葉市中央区中央 4-5-1 きぼーる 11階	10:00~16:00 (15:30 まで受付)
1月16日(木)	中央区役所	千葉市中央区中央 4-5-1 きぼーる 11階	9:30~12:00 (11:30 まで受付)

12月の相談会では、確定申告にあたっての税制上の措置の概要や必要書類のご説明等を行います。

1月の相談会では、税制上の措置を利用し控除額等を実際に計算します。

### 《お持ちいただきたいもの等》

り災証明書のほか、台風被害により破損した箇所を修繕した費用に係る領収書等が必要となります。

お持ちいただきたいもの (必要書類等) の詳細は、裏面に記載してあります。

### ※ 注意事項等

- ・生活に通常必要ではない資産 (別荘、書画骨董、宝飾品等のぜいたく品) の損失は、雑損控除の対象とはなりません。
- ・雑損控除等は、被害を受けた全ての方が適用できる制度ではありません。
- ・所得金額や損害額及び受け取られた保険金額によって、雑損控除の金額は異なります。
- ・各会場とも 定員に達し次第、時間前であっても相談を終了する事があります。

裏面もご覧ください。

千葉県税理士会 千葉東支部

TEL 043-243-1527

## 【必要書類等】

次の必要書類等を可能な限りご持参ください。

- ・ 被害を受けた住宅の取得年月、床面積及び自家用車の取得年月などが分かるもの（売買契約書などでその取得価額の分かるもの）
- ・ 修繕費・取壊し費用などの災害関連支出が分かるもの（領収証等）
- ・ 保険金等で補填される金額がある場合、その金額が分かる書類
- ・ り災（被災）証明書の写し
- ・ 源泉徴収票（サラリーマンの方）などの確定申告関係の書類
- ・ 振込先金融機関の口座番号（申告する方の名義の口座に限ります）の分かるもの、印鑑
- ・ 平成 29 年・30 年分の申告書の控え（毎年確定申告をされている方）